三百六十五　横須賀海軍施設

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県横須賀市	本町ほか	稲岡町（次の図面に示す部分に限る。）、楠ヶ浦町、泊町、本町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに長井四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の区域	神奈川県横須賀市	稲岡町（次の図面に示す部分に限る。）、不入斗町四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び上町一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、大滝町一丁目及び四丁目（次の図面に示す部分に限る。）、小川町、楠ヶ浦町、坂本町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、汐入町一丁目及び二丁目から五丁目まで、新港町、泊町、長浦町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西逸見町一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町（次の図面に示す部分に限る。）、東逸見町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、日の出町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、深田台（次の図面に示す部分に限る。）、箱崎町、東逸見町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、七、船越町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、八丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）及び吉倉町一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに安針台（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県横須賀市	本町ほか	一　北緯三十五度十九分六秒、東経百三十九度三十八分五十六秒の点 二　北緯三十五度十八分四十九秒、東経百三十九度三十九分四十五秒の点 三　北緯三十五度十八分七秒、東経百三十九度四十分十二秒の点 四　北緯三十五度十七分十秒、東経百三十九度三十九分三十三秒の点 五　北緯三十五度十七分六秒、東経百三十九度三十九分二十六秒の点 六　北緯三十五度十七分五秒、東経百三十九度三十八分二十七秒の点 七　北緯三十五度十七分十二秒、東経百三十九度三十八分十四秒の点 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

対象防衛関係施設の所在地	神奈川県三浦市	初声町入江、初声町下宮田及び初声町和田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	（次の図面に示す部分に限る。）、本町一丁目から三丁目まで、吉倉町一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、緑が丘、米が浜通一丁目及び二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、若松町一丁目から三丁目まで、長井一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）、四丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び六丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに安針台（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	神奈川県三浦市	初声町入江、初声町下宮田及び初声町和田（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯三十五度十七分四十五秒、東経百三十九度三十八分四十六秒の点 二　北緯三十五度十七分四十六秒、東経百三十九度三十八分五十秒の点 三　北緯三十五度十八分二十七秒、東経百三十九度三十九分七秒の点 四　北緯三十五度十八分四十五秒、東経百三十九度四十分五秒の点 五　北緯三十五度十八分二十四秒、東経百三十九度四十一分六秒の点 六　北緯三十五度十七分四十二秒、東経百三十九度四十一分三十六秒の点 七　北緯三十五度十六分五十九秒、東経百三十九度四十一分二十七秒の点 八　北緯三十五度十六分四十七秒、東経百三十九度四十分五十秒の点 九　北緯三十五度十分五十三秒、東経百三十九度三十六分五十七秒の点 十　北緯三十五度十一分一秒、東経百三十九度三十六分六秒の点 十一　北緯三十五度十一分四十一秒、東経百三十九度三十五分五十三秒の点 十二　北緯三十五度十一分五十六秒、東経百三十九度三十分三秒の点 十三　北緯三十五度十二分〇秒、東経百三十九度三十六分二十秒の点 次に掲げる点を順次に結んだ線及び九に掲げる点と十三に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。